

脳ドック・簡易人間ドック

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

伊賀市国民健康保険被保険者の皆さんを対象に脳ドックと簡易人間ドックを実施します

【申込方法】 はがきに「脳ドック受診希望」または「簡易人間ドック受診希望」と明記し、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入の上、お申し込みください。

《記入例》 ※はがき1枚で1人の申し込みとします。

〇〇ドック受診希望
住所
氏名(ふりがな)
生年月日
電話番号

※申し込み多数の場合は、抽選により受診者を決定し、後日通知します。
○国民健康保険税を滞納している世帯の人は申し込みができません。
○「脳ドック」と「簡易人間ドック」の重複申し込みはできません。

○「脳ドック」は、平成26・27年度に受診した人は申し込みができません。

※脳ドックのMRI・MRA検査では、心臓ペースメーカーを装置している人や歯のインプラントを使用してい

る人、今までに手術をしたことがある人は、事前にかかりつけ医師に確認してから申し込んでください。
※脳ドックのMRI・MRA検査では、脳腫瘍や過去の脳梗塞・脳出血の痕跡がないか、脳の奇形がないか、脳卒中の原因となる血管病変がないかをチェックします。
※簡易人間ドック受診の男性は、希望により前立腺がん検査を受診できます。(追加自己負担額500円)
※簡易人間ドックを受診する人には、特定健診の通知は送付しません。

【申込期限】

5月6日(金) ※消印有効

【申込先】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市健康福祉部保険年金課

	脳ドック	簡易人間ドック
受診資格	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和16年6月2日から昭和51年6月1日までに生まれた人	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和16年6月2日から昭和61年6月1日までに生まれた人
定員	380人(申し込み多数の場合は抽選)	630人(申し込み多数の場合は抽選)
実施期間	6月1日(水)～平成29年3月31日(金)	6月1日(水)～11月30日(水)
検査内容	身体測定・血圧測定・血液検査・心電図・画像診断(MRI・MRA)など	身体測定・胸部聴打診・血圧測定・血液検査・尿検査・検便・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・胸部・胃レントゲン検査など
検査場所	岡波総合病院(健康管理センター) 上野総合市民病院(伊賀市健診センター)	市内指定医療機関
自己負担金	9,000円 (検査費用36,100円のうち、27,100円を補助します。)	8,500円 (検査費用35,100円のうち、26,600円を補助します。)

●●●● ゴールデンウィークの歯科診療 ●●●●



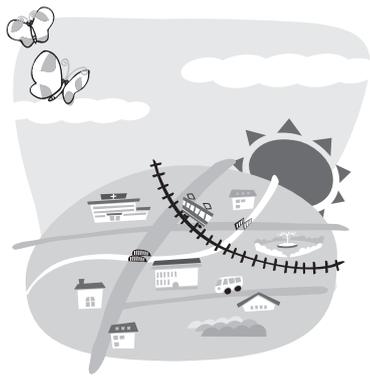
休日の急な歯の痛みや腫れなど、どうしても我慢できないときに、次の歯科医院で診察を受けることができますので、ご利用ください。

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

【受診時間】 午前9時～午後5時

実施日	担当歯科医院名	電話番号	所在地
5月3日(火祝)	瀬川歯科クリニック	☎ 24-4011	東条75番地の1
5月4日(水祝)	青山歯科診療所	☎ 52-0059	阿保42番地の1
5月5日(木祝)	歯科武田医院	☎ 21-0125	上野桑町1991番地

※受診する前に電話で確認をしてから、保険証などを忘れずに持って行きましょう。



○まちづくりのために
○公共事業のために



皆さんの納めた税金は
次のようなことに使われています

市政を動かすのは
あなたが納める

税金です

市税は 納期限までに納めまじょう

市税は、市民の皆さんが健康で、安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めるための重要な財源です。
納税は国民の義務です。市では、財源の確保と納税の公平性を保つため、滞納の解消に向け、取り組みを強化しています。



○住民を守るために
○環境を守るために



○社会保障のために
○子どもや
子育てのために



■納期限までに納付を

市税は、納期限内の自主納付が原則であり、納期限内に納付がない人に対しては、督促状や催告書で納付を促しています。しかし、これらの処理には多額の費用がかかり、この費用も貴重な税金から支出されます。
また、税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく、年9.1%（平成28年3月現在）の割合で延滞金が増算されます。納期内納付にご協力ください。

■市税を滞納すると…

納期限までに納税していない人に対して滞納の整理を行います。
納付の意思がなく、滞納状態が続いた場合、納期限までに納税した人

ご存じですか？

市税は
コンビニエンスストアでも
納めることができます



市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をコンビニエンスストアで納付することができます。

※納期限が過ぎたり、一期分の納税額が30万円を超える場合は、納付できません。

《対象店舗》 ※50音順

エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

この公平性を保つため、「国税徴収法」や「地方税法」の法律に基づく手続きにより、財産を差し押さえることになりません。

これは、自主的に納税しない場合に市税を確保するためのものです。

《滞納処分(財産差し押さえ)の対象となる財産》

- 債権：預貯金・給与・生命保険・売掛金・賃料など
- 不動産
- 無体財産権：信用組合や農業協同組合などの出資金など
- 動産：絵画・自動車など

◆滞納処分のため

自宅や事業所の捜索を行います

財産調査をしても財産を発見できない場合や聞き取りだけでは生活状況を把握できない場合は、自宅や事業所を捜索します。

◆インターネット公売を

実施しています

滞納市税を解消する手段のひとつとして、差し押さえを行った動産や不動産をインターネット公売で売却し、換価代金を滞納市税に充当しています。



インターネット公売のお知らせは市ホームページや広報いが市、文字放送で行っています。

インターネット公売での入札方法は、動産は「せり売り形式」で、不動産は「入札形式」で行っています。

○せり売り形式：参加者は入札期間中、何回でも入札が可能です。最終的に最も高い金額で入札した人が落札者となります。

○入札形式：入札可能な回数は1回のみです。最も高い金額で入札した人が落札者となります。

■口座振替は納め忘れがなくて安心

□座振替を申し込んでいただくと、各納期限の日に、指定の預貯金口座から自動的に市税を納付することができます。

一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

【申込方法】

「預貯金通帳」「通帳の届出印」「納税通知書」を持参して金融機関で手続きをお願いします。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。

※手続きには約1カ月必要です。余裕を持って手続きをしてください。

【口座振替日】

各税の納期限日

※□座残高が不足している場合、振替はできません。また、再振替は行いません。

※納付書に「随」と記された随時課

税分や、納期限の過ぎたものは、□座振替の対象となりません。

【口座振替をやめる場合】

転出したときや死亡したときなども、登録した□座の情報が残ります。□座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

■納税相談をご利用ください

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合があります。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。

◆夜間でも

納税や納付の相談ができます

夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設しています。

平日や昼間は忙しくて、市税の納付や納税相談に來られない人はご利用ください。

※本庁のみ。

※祝日を除く。



多重債務を

かかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。



過払い金が発生していれば、消費者金融から払はずぎたお金を返してもらえない場合があります。

市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

◆消費者相談専用ダイヤル◆

☎22・9626

※午前9時～午後4時

◆司法書士相談(登記・相続・借金問題など)◆

月1回 ※予約制

【問い合わせ】 市民生活課

☎22・9638

FAX 22・9641

【問い合わせ】 収税課

☎22・9612

FAX 22・9618

◆ 4月1日からの診療表です

上野総合市民病院の外来診療表

【問い合わせ】 上野総合市民病院医療事務課
☎ 24-1111 FAX 24-2268

【受付時間】 午前8時30分～11時30分
※脳神経外科（火曜日のみ）、神経内科、胸部外科外
来は他の医療機関からの紹介状が必要です。

※受付時間が異なる場合は、（ ）内に記載
※臨時に休診になる場合、診療表を変更する場合があ
りますので、事前に電話でご確認ください。

診療科		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
内科	初診	《総合診療科》 三木 誓雄	《総合診療科》 三木 誓雄	北原 義介	《総合診療科》 三木 誓雄	《総合診療科》 田中 光司
	再診	《総合診療科》 奥川 喜永	栗原 眞行	栗原 眞行	北原 義介 ※予防接種外来・ピ ロリ菌除去外来を 含む。*予約制	
		《呼吸器外来》 五十嵐 知之	《糖尿内科》 浜島 信之		《呼吸器外来》 五十嵐 知之	《もの忘れ外来》 赤津 裕康 ◎ (14:00～16:00) *予約制
		《炎症性腸疾患外来》 安藤 朗 ※第2月曜日	《腎臓外来》 清水 浩一 (13:00～15:30)		《胸部外科外来》 新保 秀人 ◎ (15:00～16:30) *完全予約制	
消化器・肝臓内科	八尾 隆治	光山 俊行	関西医科大学 医師交代制 斉藤 康晴	八尾 隆治 斉藤 康晴	光山 俊行 青野 祐樹	
腫瘍内科	田中 光司	田中 基幹	田中 基幹	奥川 喜永	井上 靖浩 (13:00～16:00)	
循環器内科	宮田 和明	八木 典章	宮田 和明	松本 祐一 《ペースメーカー外来》 宮田 和明 (13:00～15:00) ※第3木曜日 *予約制	山本 孝	
神経内科		北原 義介	朝日 理 *予約制		北原 義介	
ペインクリニック内科 ※第1・3・5火曜日		横地 歩 ※診察時間 15:00～16:30				
外科	初診	西川 隆太郎	総合診療科で対応	濱口 哲也	総合診療科で対応	浦田 久志
	再診	濱口 哲也		森本 雄貴 浦田 久志	千賀 雅之	西川 隆太郎
		《大腸肛門病センター》 森本 雄貴		《ヘルニア・ストーマ外来》 濱口 哲也 (13:00～15:00) *完全予約制		
	《肝胆脾疾患外来》 櫻井 洋至	《小児外科外来》 内田 恵一 ※第4火曜日 ※診察時間 13:00～16:00	《心臓血管外来》 坂倉 玲欧 ※診察時間 10:00～12:00			
脳神経外科	中澤 拓也 ※第1月曜日 松井 宏樹 ※第2・4・5月曜日 野崎 和彦 ※第3月曜日	岡田 健 (10:30～12:30) *予約制				
整形外科	1診	佐藤 昌良	佐藤 昌良	交代制	新谷 健	新谷 健
	2診	新谷 健	池村 重人		※診察時間 10:00～11:30	池村 重人
	3診	池村 重人	ギブス外来(午後)			
泌尿器科	田中 基幹		神田 英輝		田中 基幹	
婦人科			三重大学医師交代制			

◎印の医師は不定期(月2回)です。事前にご連絡ください。

耳鼻咽喉科：竹内 万彦（月曜日）、皮膚科：山際 秋沙（月曜日） 8:30～11:00、眼科：若松 泰子（火曜日） 8:30～11:00

木造住宅にお住まいの皆さんへ 木造住宅の耐震化を支援しています



南海トラフ地震などの大規模地震は、いつ起きてもおかしくありません。

木造住宅の安全性を高め、地震に強いまちづくりをするため、市では木造住宅の耐震化を支援するさまざまな事業を行っています。

◆木造住宅耐震診断 受診者募集

木造住宅を耐震化するための準備として、まずは住居の耐震性能を知っていただくために木造住宅耐震診断の受診者を募集します。

【募集戸数】 50戸（予定）
【対象】

- 次のすべてを満たす住宅です。
 - 1981（昭和56）年5月31日以前に建築（着工を含む。）した木造住宅で、3階建て以下の住宅
 - 専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（居住者の承諾が必要、併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）
 - 在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁構法（ツー

バイフォーなどの住宅
※丸太組構法（ログハウス）などは対象外

【診断方法】 電話で調査日時を調整の上、三重県木造住宅耐震促進協議会の登録耐震診断員が訪問調査（現地診断）で構造計算を行い、後日、報告書で診断結果を説明します。

【申込期限】 12月28日（水）
【申込方法】

建築住宅課・各支所振興課（上野支所を除く）・本庁舎受付にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送か持参で提出してください。
※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

◆木造住宅の耐震補強設計・耐震補強（改修工事）事業

木造住宅の地震への安全性を高め、住宅の倒壊を防ぎ、被害を少しでも軽くするために、希望する人に木造住宅耐震補強設計・補強（改修工事）事業費補助を行います。

【対象】 次のいずれも該当する場合
○すでに受けた耐震診断の結果で、評価が0.7未満であった木造住宅に

対し、評価を1.0以上にする耐震補強設計・補強事業
○現在居住している、または居住が見込まれる住宅

【耐震補強設計の補助額】
1棟あたりの補強設計に要した経費の3分の2（上限16万円）
【耐震補強の補助額】
上限116万5,500円（①+②+③）

- ① 耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づく改修工事
- ② 1棟あたりの補強に要した経費の3分の2（上限60万円）
- ③ 工事費用の11.5%（上限41万1,000円）
- ④ 上乗せ補助（15万4,500円）

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の3分の1（上限40万円）
※木造住宅耐震補強工事と同時に進行、市内に本店・支店・営業所がある建設業者が施工すること

【申込期限】 12月28日（水）
【申込方法】 建築住宅課・各支所振興課（上野支所を除く）・本庁舎受付にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参で提出し

てください。
※事業着手までに申し込みが必要です。
※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。
※予算の範囲内での補助となり、件数に限りがありますので、希望する人は早期の実施をご検討ください。

◆所得税額の特別控除について

個人が、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築した住宅の耐震改修を行った場合には、工事費用の10%相当額（上限25万円）を所得税額から控除することができます。

詳しくはお問い合わせください。
【問い合わせ】
上野税務署 ☎21・0950

【申込先・問い合わせ】

〒518-1395
伊賀市馬場1128番地
伊賀市建設部建築住宅課
☎43・2330
FAX 43・2332

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども未来課 ☎22・9654 FAX 22・9646

◆ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、または父母にかわってその児童を養育している人

- ※児童の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は手続きにより20歳未満まで手当が受けられます。
- 父母が離婚した児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 父母とも不明である児童

◆ 手当を受けられない人

○ 児童の住所が日本国内にないとき
○ 児童が児童入所施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

○ 児童が父か母の配偶者（内縁関係を含む。）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）
○ 父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

※平成26年12月1日に児童扶養手当法の一部改正され、公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受けている場合でも、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者・対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者・対象児童が含まれる世帯全員の住民票（省略できる場合あり）
 - ③ 請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号カードまたは番号通知カード
 - ④ 運転免許証などの請求者本人の身分証明書類（顔写真がない場合は2点必要）
 - ⑤ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ⑥ 振込先の預金通帳（請求者名義のもの）
 - ⑦ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。

※ 手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になります。

◆ 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人
▶ 特別児童扶養手当1級
○ 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がいであるとき、または同程度の精神障がいであるとき

▶ 特別児童扶養手当2級
○ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患含む。）に該当するとき

○ 療育手帳の判定が中度程度の知的障がいであるとき、または同程度の精神障がいであるとき

◆ 手当を受けられない人

- 児童の住所が日本国内にないとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき
- ※ 保育所（園）・知的障害児施設・肢体不自由児施設・母子生活支援施設に通所（園）または保護者と共に入所している場合を除く。

○ 父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

◆ 申請手続きに必要なもの

- 請求者・対象児童が含まれる世帯全員の住民票（全部記載のもの）
 - 特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳や療育手帳を所持していれば省略できる場合あり）
- このほかに、児童扶養手当の申請時必要書類①③④⑤⑥を「用意ください」。
- ※ その他書類が必要な場合があります。
- ※ 手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止になります。

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、次のとおり月額0.8%引き上げられます。

◆ 児童扶養手当

- 児童1人のとき
全部支給：42,000円 ↓ 42,330円
- 一部支給：41,990円 ~ 9,910円

↓ 42,320円 ~ 9,990円

- 児童2人のとき 5,000円加算
 - 児童3人以上 降
- さらに3,000円ずつ加算

※ 所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

◆ 特別児童扶養手当

- 1級：51,000円 ↓ 51,500円
- 2級：34,030円 ↓ 34,300円

◆ 日頃の運動不足に悩んでいませんか

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

◆春の訪れとともに、運動不足の解消を

冬の間の運動不足の解消に良い季節になりました。運動不足に悩む人が多いのは、生活が便利になりすぎて「歩かなくなったこと」と「体を動かさなくなったこと」が最大の原因だと考えられます。日頃から運動をしている人は、約5人に1人と言われ、多くの人が慢性的な運動不足状態になっています。

◆効果的な運動で脂肪を撃退！

年齢とともに筋肉が衰え、脂肪（体脂肪）がつかえます。脂肪を燃焼しやすくするためには、ウォーキ

ングやジョギングなどの有酸素運動が適しています。また、脂肪のつきにくい体をつくるためには、ストレッチやラジオ体操などの運動を行い、体のエネルギー消費量（基礎代謝量）を高めることが大切です。運動をすると、ノルアドレナリンやドーパミンなど脳の神経伝達物質の働きがよくなり、神経もリフレッシュすることができます。

まずは自分のペースで歩くことから始め、日頃からそれぞれの生活スタイルに合った運動を選び、長く続けることを心がけましょう。

《 伊賀市応急診療所 》

市民の皆さんの命と健康を守るため、休日・夜間に発病したとき、内科・小児科の応急処置が受けられる応急診療所を開設しています。

次のことに注意して受診してください。

- 薬の調剤は院外処方、処方原則1日分です。
- ※連休・年末年始は除きます。
- 症状を発症してから時間が経過している人は、昼間

の医療機関を受診してください。

○点滴やレントゲン検査はできません。

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療科目】 一般診療・小児科

【診療時間】 ○月曜～土曜日：午後8時～11時

○日曜日・祝日：午前9時～正午、午後2時～5時、午後8時～11時

※受付時間は診療終了時刻の30分前まで

◆ 自宅前などに粗大ごみの収集（有料）に伺います

粗大ごみ戸別収集事業（有料）

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市内に住所がある人を対象に、家具・寝具類・自転車・ファンヒーター・家電製品などの粗大ごみを、申し込み時に指定する場所（ご自宅前など）まで収集（有料）に伺うサービスを実施しています。収集には、1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点までご利用いただけます。

※家電リサイクル法により、市では家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集できません。

【申込方法】

- ①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む。
 - ②粗大ごみ処理券を市が指定する市内のスーパー・商店・農協などで購入する。
- ※粗大ごみ処理券の取扱店など、詳しくは「資源・ごみ分別ガイドブック」戸別収集事業のページをご覧ください。
- ※処理券の払い戻しはできませんので、必ず申し込みをしてから必要な枚数を購入してください。
- ③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日

の午前9時（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）または午前8時30分（青山支所管内）までに申し込みをした指定場所に出す。

※当日の立ち会いは必要ありません。

※申し込んだ粗大ごみ以外は収集できません。

【申込受付時間】 午前8時30分～午後5時

※土、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【申込先】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255

《青山支所管内》

伊賀南部粗大ごみ受付センター ☎ 64-8700

【問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

○廃棄物対策課

《青山支所管内》

○青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

お知らせ 都市再生整備計画 (うへのまち地区) 事後評価書の公表

平成 23 年度から、うへのまち地区で実施してきた都市再生整備計画事業が今年度で終了することに伴い、事業の効果などを検証した都市再生整備計画事後評価書を市ホームページと中心市街地推進課で公表します。

【公表期間】

4 月 15 日(金)から 1 年間

【問い合わせ】 中心市街地推進課

☎ 22-9825 FAX 22-9628

お知らせ 子ども読書の日

4 月 23 日は「子ども読書の日」です。これは、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められています。

上野図書館や図書室でも、特にこの日を中心に「本の読み聞かせ」などのイベントを企画しています。

ぜひこの機会に、子どもと一緒に読書を楽しんでみてください。

【問い合わせ】 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

お知らせ 地方参事官ホットライン

生産者・消費者の皆さんから、農政に関する相談、事業や制度への質問などを受け付けています。

【問い合わせ】 東海農政局三重支局 地方参事官室 ☎ 059-228-3151

受付時間：月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日を除く。）

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市 4 月 1 日号の別冊 2 頁に掲載した「伊賀市役所 組織と電話番号の一覧」の一部に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

《誤》建設部都市計画課産業集積開発室

《正》建設部産業集積開発課

【問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

お知らせ 特別障害者手当などの 手当月額を引き上げます

4 月分から次の手当月額を引き上げます。各手当の受給者には別途お知らせします。

○特別障害者手当

26,620 円⇒ 26,830 円

○障害児福祉手当

14,480 円⇒ 14,600 円

○福祉手当（経過措置分）

14,480 円⇒ 14,600 円

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

お知らせ 鉄道の「団体利用補助」を ご活用ください

市内の小中学校・幼稚園・保育所（園）の生徒・児童・園児が参加する行事で、伊賀鉄道の団体乗車券を利用する場合には、市が生徒などの運賃の半額を補助します。

また、JR 関西本線電化を進める会では、同様の条件で、JR 関西本線柘植駅から島ヶ原駅までの一部の区間を経由して団体割引乗車券を利用する場合に、生徒などの運賃の半額を補助します。

【対象】 市内の小中学校・幼稚園・保育所（園）・PTA・子ども会・住民自治協議会などの自治組織が実施する行事

※伊賀鉄道は 15 人以上、JR 関西本線は 8 人以上で利用する場合

※ JR 関西本線の運賃の補助には上限あり

※乗車する 15 日前までに補助金交付申請書を提出してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

【問い合わせ】 交通政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9852

お知らせ 子育て相談広場 「にんにんパーク」事業

自然の中で親子のふれあいを楽しめる広場（上野南公園）を活用し、子育て相談や「からだそでて事業」の紹介・実践指導、また幼児用の忍者衣装の貸し出し（有料）を行う「にんにんパーク」事業を始めます。

詳しい日程や内容は、広報いが市毎月 15 日号をご覧ください。

【問い合わせ】 こども未来課

☎ 22-9677 FAX 22-9646

お知らせ 東日本大震災 被災地への 義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 64,513,273 円

（平成 23 年 3 月 14 日～平成 28 年 3 月 23 日）

⇒日本赤十字社へ送金

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けします。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【義援金箱の設置場所】

本庁舎玄関ロビー・医療福祉政策課・各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ 軽自動車税の グリーン化特例を延長します

税制改正に伴い、次の対象期間中に新規登録した三輪以上の軽自動車についても、新たにグリーン化特例の対象になります。

【対象期間】

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

※平成 29 年度の税率が軽減されます。平成 30 年度以降は、「軽減なし」の税額となります。

グリーン化特例について、詳しくは広報いが市 3 月 1 日号をご覧ください。

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9613 FAX 22-9618



もっと知りたい！
伊賀のこと

毎月 1 問、伊賀に関するクイズを掲載します。

問題

伊賀・甲賀の忍術は火薬の技術に優れていましたが、伊賀はさらに呪術が得意でした。忍者は、身を守るとき「絶対に大丈夫」という暗示をかけるための印を結びました。臨兵闘者皆陣列在前の言葉に合わせて印を結ぶ方法は？

- ① 八字鍛錬法
 - ② 九字護身法
 - ③ 十字緊張法
 - ④ 十一字印読術
- （答えは 10 ページ）

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

募集 伊賀市長選挙・伊賀市議会議員選挙 統一啓発標語

選挙管理委員会では、今年度に予定されている伊賀市長選挙（11月20日任期満了）・伊賀市議会議員選挙（平成29年3月31日任期満了）の統一啓発標語を募集します。

優秀作品は、各種媒体を通じて「明るくきれいな選挙」と「投票参加」の呼びかけを行う際に、広く使用します。

自由な発想のもとで、一人でも多くの有権者に選挙に対する関心を持っていただけるような作品をお待ちしています。

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】

1人何点でも応募できます。

※自分で創作した未発表の作品に限ります。

※著作権・使用権は選挙管理委員会に帰属します。

【応募方法】

標語・住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を明記の上、はがき・Eメール・持参のいずれかで提出してください。応募用紙を使用する場合は、選挙管理委員会または各支所振興課（上野支所を除く。）にあります。

【選定方法】

選挙管理委員会で優秀作品を選考し、本人に連絡します。

【表彰】

入選者には表彰状と記念品を贈呈します。

○最優秀賞：1点

○優秀賞：数点

【応募期限】

5月20日（金）午後5時 ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市選挙管理委員会事務局

☎22-9601 FAX24-2440

☒senkyo@city.iga.lg.jp

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組（ウィークリー伊賀市・文字放送）について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課

☎22-9636 FAX22-9617

募集 第9回輝け！いがっ子 フォトコンテスト

“伊賀の子どもたち＝いがっ子”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「いがっ子」の写真をお待ちしています。

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】

○色：カラーまたはモノクロ

○サイズ：2L（127×178）から4つ切り（254×305）まで

○未発表作品

※写真の裏面に題名・撮影年月日・住所・氏名（ふりがな）・電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【表彰】

○最優秀賞：1点

（賞状・副賞5,000円相当）

○優秀賞：2点

（賞状・副賞3,000円相当）

○入賞：10点

（賞状・副賞1,000円相当）

【審査・発表】

青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※応募作品で使用される被写体・著作物の肖像権・著作権などは、応募者の責任で全ての被写体・原著作者などの使用許諾承認を得た上で応募してください。

※撮影の際は被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品はいがっ子憲章のPRのほか、広報活動に使用する場合は、撮影者の氏名・住所表示（町名までの表示）を行います。また、児童・生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募期間】

4月18日（月）～5月31日（火）

【応募先・問い合わせ】

生涯学習課

☎22-9679 FAX22-9692

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎22-9657 FAX22-9662

催し つつじ祭ウオーク

【とき】 5月8日（日）

○受付：午前8時40分

○出発：午前9時

○解散：午前11時30分頃

※小雨決行。中止の場合は当日午前7時に決定しますので、伊賀市商工会へご確認ください。

※余野公園つつじ祭が中止の場合はウオークも中止します。

【内容】 JR柘植駅（集合）⇒都美恵神社⇒徳永寺⇒横光利一文学碑・柘植歴史民俗資料館⇒風の森社跡⇒余野公園（解散）

※総距離：約4km

※JR柘植駅へは公共交通機関でお越しください。

※余野公園からJR柘植駅までは、ウオーク参加者専用のシャトルバスをご利用ください。

【持ち物】 水筒・数物

※歩きやすい服装で参加してください。

※小学生以下は保護者同伴

【問い合わせ】

伊賀市商工会 ☎45-2210

交通政策課

☎22-9663 FAX22-9852

募集 学習支援教室「ささゆり」

外国につながりをもつ子どもたちに、ボランティアスタッフが日本語で教科学習を支援しています。参加を希望する人はお気軽にお越しください。

【とき】

毎週土曜日（祝日を除く。）

午後2時～4時

【ところ】 上野ふれあいプラザ 3階

【対象者】 外国につながりをもつ小学校3年～中学校3年までの児童・生徒、中学校を卒業し高校進学をめざす人

【参加費】 1回200円（プリント代）

◆「ささゆり」ボランティアスタッフ募集（随時募集）

【活動時間】

毎週土曜日（祝日を除く。）

午後1時45分～4時

【活動条件】 高校生以上

※資格や経験は問いません。

※市内在勤の教職員を除く。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市国際交流協会 ☎22-9629

市民生活課

☎22-9702 FAX22-9641

パブリックコメント (ご意見)を募集します



伊賀市公契約条例 (案)

市が発注する建設工事などの請負契約や業務委託契約（公契約）に関する制度の適切な運用を通じ、事業者の経営と雇用を安定させ、労働環境などの向上や地域経済・地域社会の健全な発展に役立て、公契約に関して基本理念や市・事業者などの責務、その他の基本事項を明らかにするための伊賀市公契約条例（案）について市民の皆さんから広くご意見を募集します。

【募集内容】

伊賀市公契約条例（案）に対するご意見

【閲覧方法】

契約監理課・各支所振興課・各地区市民センターにある資料または市ホームページをご覧ください。

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・意見の件名を記入し、ご意見（「該当箇所」とそれに対する「意見内容」）を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※提出していただいたご意見は、条例制定の検討資料とし、市の意見と併せて市ホームページで公表します。

※個別の回答はしません。また、いただいた意見書などは返却しません。

【応募期限】

5月10日(火)

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市総務部契約監理課

☎ 22-9810 FAX 22-9837

✉ keiyaku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所振興課・各地区市民センターでも受け付けます。



募集 農業者の皆さんへ 認定農業者になりませんか

市には、229人の認定農業者がいます。（平成28年3月末現在）皆さんも、認定農業者として地域農業の中心的役割を担いませんか。

～認定農業者制度とは～

自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」をめざす計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市の基本構想に照らして達成される見込みが確実であるかなどを審査して、市が認定する制度です。

◆認定農業者に対する主な支援措置

5年間の経営計画を作成することで、自身の経営内容を見直し、計画的に事業を行えるだけでなく、経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）の交付対象となるとともに、農業経営基盤強化資金の融資などの支援措置があります。

【提出方法】

経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、農林振興課へ提出してください。

提出様式や市の基本構想は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出期限】

農業経営改善計画認定申請の相談は随時受け付けます。次の認定時期を参考にご提出ください。

- ① 6月中旬認定分
提出期限：5月2日(月)
- ② 9月中旬認定分
提出期限：7月29日(金)
- ③ 11月下旬認定分
提出期限：10月14日(金)
- ④ 3月中旬認定分
提出期限：1月31日(火)

※1月31日(火)以降の提出分は翌年度の認定になります。

【提出先・問い合わせ】

農林振興課

☎ 43-2301 FAX 43-2313



募集 伊賀市登録統計調査員

国や県の統計調査が実施されるときに、調査員として従事していただく人をあらかじめ登録しておく制度を、登録統計調査員制度といいます。

【応募要件】

- ① 20歳以上の健康な人
- ② 秘密を保持でき、責任をもって調査事務を遂行できる人
- ③ 税務・選挙・警察用務に直接関わりのない人

【勤務内容】

市が開催する説明会で、調査要領や期間、受け持ち区域などを確認します。その後、調査対象を訪問し、調査票の配布や回収などを行います。任命期間は2カ月前後ですが、毎日業務に従事する必要はなく、あらかじめ指定された期間内に調査事務を行います。

※毎回調査員をお願いするとは限りません。調査従事についてはそのつど連絡します。

【調査員の身分など】

任命期間中は非常勤の公務員です。調査活動中にけがをした場合などは一定の範囲内で補償されます。

【手 当】

調査ごとに、活動日数や調査対象数などを考慮して定められており、1つの統計調査につき2～5万円が平均です。

【申込先・問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

● 広報いが市PDF版 ●

広報いが市PDF版を市ホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.iga.lg.jp/>
※携帯電話のバーコードリーダー機能で、QRコードを読み込んでアクセスできます。



QRコード ▶ 

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

18ページの答え/

② 「九字護身法」

兵に臨んで闘う者は皆陣列前に在りという意味の言葉です。忍者は自分を必死に励まし、勇氣を出していました。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

赤ちゃんの健診と相談（5月分）

健診・相談名	健診・相談日	時間	場所	対象・内容など
1歳6カ月児健診	5月19日（木）	午後0時50分～2時30分	伊賀市保健センター （ハイトピア伊賀 4階）	身体計測、内科・歯科健診、歯の相談、 栄養相談、育児相談など ※対象児には、1歳6カ月児健診は 1歳9カ月頃、3歳児健診は3歳 9カ月頃までに通知します。母子 健康手帳をご持参ください。
3歳児健診 （3歳6カ月児）	5月17日（火）	午後0時50分～2時30分	伊賀市保健センター （ハイトピア伊賀 4階）	
乳幼児相談	5月11日（水）	午前10時～11時	阿山保健福祉センター	育児相談・栄養相談 ※母子健康手帳をご持参ください。 【問い合わせ】 健康推進課 ☎ 22-9653 いがまち保健福祉センター☎ 45-1016 青山保健センター ☎ 52-2280
	5月12日（木）	午前10時～11時 午後1時30分～2時30分	伊賀市保健センター （ハイトピア伊賀 4階）	
	5月17日（火）	午前10時～11時30分	大山田保健センター	
	5月18日（水）	午前10時～11時 午前10時～11時30分	いがまち保健福祉センター 青山子育て支援センター	
	5月20日（金）	午前10時30分～11時30分	島ヶ原子育て支援センター	

子育て支援のための教室・遊び場の開放（5月分）（対象者：乳幼児と保護者）

施設名	遊びの教室	遊び場の開放
曙保育園『すくすくらんど』 曙保育園内 （上野徳居町 3272-2 ☎ 21-7393）	①9日（月）・10日（火）・16日（月）・17日（火）・23日（月）・24日（火）・30日（月）・ 31日（火） *すべて午前10時～ 【すくすくひろば】 誕生会・育児講話など ②11日（水）・14日（土）・18日（水）・20日（金）・27日（金） *すべて午前10時～・午後1時30分～ 【本とおもちゃルームぐるんば】 ※実費を徴収する場合があります。	月～金曜日 午前10時～午後3時 *事前にお電話ください。
ゆめが丘保育所『おひさま広場』 ゆめが丘保育所内 （ゆめが丘 5-14-1 ☎ 22-9955）	27日（金） 午前9時45分～ 【みんなであそぼう】 あそびの広場・育児講話など ※実費を徴収する場合があります。	月～金曜日 午前10時～午後3時
森川病院『エンジェル』 森川病院内 （上野忍町 2516-7 ☎ 21-2425）	①9日（月）【離乳食教室】（4～5カ月くらい） *予約制 ②13日（金）（4～9カ月）・20日（金）（10カ月～1歳半） 【エンジェルサークル】 みんなでおしゃべり会 ③27日（金）【赤ちゃんなんでも相談・発育測定会】 *①～③：午後2時～ ④19日（木）（3カ月～ハイハイするまで） 12日（木）・26日（木）（ハイハイ～12カ月） 午後1時～【ベビーマッサージ】 *予約制（毎月1回まで）	月・水・金・土・日曜日 正午～午後5時 *事前にお電話ください。
子育て包括支援センター ハイトピア伊賀4階 （上野丸之内 500 ☎ 22-9665）	①12日（木） 午後2時30分～ 【キラキラ0歳児サロン】 ママサロン「子育てピンゴ」 ②20日（金） 午後2時～ 【キラキラ Baby】 赤ちゃん体操・抱っこのおはなし *予約制 ③30日（月） 午前10時30分～（中瀬地区市民センター） 【出前講座】 親子ふれあいあそび など	月～金曜日、第3土曜日 午前9時～午後5時
いがまち子育て支援センター いがまち保健福祉センター内 （愛田 513 ☎ 45-1015）	①25日（水） 午前10時～ 【ママのリフレッシュタイム】 *予約制 ②30日（月） 午前10時15分～ 【誕生会】 5月生まれのおともだち ③6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金） 【らぶらぶひろば】 プレイルームであそぼう	月～金曜日 午前9時～午後5時
島ヶ原子育て支援センター 島ヶ原地区市民センター併設 （島ヶ原 4696-9 ☎ 59-9060）	20日（金） 午前10時30分～ 【わくわくひろば】 歯科相談	月～金曜日 午前9時～午後5時
あやま子育て支援センター 阿山保健福祉センター内 （馬場 1128-1 ☎ 43-2166）	26日（木） 午前10時30分～ 【みんな集まれ！】 絵本を楽しもう	火～土曜日 午前9時～午後5時
大山田子育て支援センター 大山田保育園内 （平田 7 ☎ 47-0088）	①6日（金）【おたのしみひろば】 げんきっこあつまれ ②11日（水）【子育てひろば】 お口の衛生教室 ③27日（金）【えほんのひろば】 読み聞かせなど *すべて午前10時～	月～金曜日 午前9時～午後5時
青山子育て支援センター さくら保育園併設 （阿保 1152 ☎ 53-0711）	①12日（木）【おともだちあつまれ！】（妊婦と0～1歳児） ③19日（木）【おともだちあつまれ！】（2歳児以上） *すべて午前10時30分～	火～土曜日 午前9時～午後5時
【新規事業】 にんにんパーク 上野南公園管理棟内 （ゆめが丘 7-13）	8日（日）・22日（日） 午前9時～午後3時 【子育て相談】【からだそでて事業】 「にんにんタイム」を親子で楽しもう ※幼児用の忍者衣装を貸し出します。（有料）	—

※参加するときの持ち物などは事前に各支援センターへお問い合わせください。

【問い合わせ】 子育て包括支援センター（こども未来課内） ☎ 22-9665 FAX 22-9666

5月の無料相談

市では、市民の皆さんの暮らしのいろいろな問題や悩みごとについて相談を行っています。利用できるのは、市内在住・在勤・在学の人で、相談はすべて無料です。秘密は固く守ります。どうぞ、お気軽にご利用ください。

伊賀市の人口・世帯数

(平成28年3月31日現在)

人口 94,274人

(男) 45,961人 (女) 48,313人

世帯数 39,595世帯

法律・行政・人権相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
法律相談(弁護士) * 予約制	5月12日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階ボランティア活動室	市民生活課(☎22-9638) ※受付開始(5/6午前8時30分~) ※先着10人
	5月24日(火)	13:30~16:00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227) ※受付開始(5/17午前8時30分~) ※先着8人
女性法律相談 * 予約制(初回の人優先)	5月11日(水)	13:00~16:00	ハイトピア伊賀4階相談室	男女共同参画センター(人権政策・男女共同参画課内)(☎22-9632) ※受付期間(4/20~5/6)
行政相談(行政相談委員) * 行政に関わる日常の困りごとについてお伺いします。	5月10日(火)	13:30~16:00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所住民福祉課(☎45-9104)
	5月11日(水)	13:30~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9638) ※随時受付 * 予約優先
	5月26日(木)	13:30~16:00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227)
人権相談 * LGBT(性的少数者)の相談(性同一性障害など)もお受けします。	5月9日(月)	9:00~12:00	青山福祉センター相談室	青山支所振興課(☎52-1115)
	5月19日(木)	13:30~16:00	ハイトピア伊賀4階相談室3	人権政策・男女共同参画課(☎47-1286)
	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	津地方法務局伊賀支局	津地方法務局伊賀支局 (☎0570-003-110)

その他各種相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
消費生活相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	市民生活課、各支所住民福祉課	市民生活課 消費生活相談専用ダイヤル(☎22-9626)
司法書士相談(登記・相続・借金問題など) * 予約制	5月26日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階ボランティア活動室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(5/24) ※先着4人
交通事故相談 * 予約制	5月13日(金)	13:00~15:00	ハイトピア伊賀4階相談室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(5/11) ※先着4人
社会保険出張相談(年金相談)	5月20日(金)	10:00~15:00	ハイトピア伊賀3階	上野商工会議所(☎21-0527)
緑(園芸)の相談	5月9日(月)	13:30~16:00	本庁舎玄関ロビー	都市計画課(☎43-2315)
外国人のための行政書士相談 * 予約制	5月12日(木)	13:00~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9702) ※先着4人
こころの健康相談 * 予約制	相談日・時間・場所はお問い合わせください。			伊賀保健所(☎24-8076)
健康相談	5月27日(金)	10:00~11:00	ハイトピア伊賀4階健康ステーション	健康推進課(☎22-9653)
高齢者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	地域包括支援センター 中部(本庁舎1階) 東部(いがまち保健福祉センター内) 南部(青山保健センター内)	地域包括支援センター 中部(☎26-1521・FAX24-7511) 東部(☎45-1016・FAX45-1055) 南部(☎52-2715・FAX52-2281)
こどもの発達相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	こども発達支援センター ※ハイトピア伊賀4階に移転しました。	こども発達支援センター (☎22-9627・FAX22-9666)
障がい者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	障がい者相談支援センター	障がい者相談支援センター (☎26-7725・FAX22-9674)
高齢者の就業相談	5月12日(木)	13:30~14:00	下郡市民館	シルバー人材センター (☎24-5800)
	* 予約制 5月19日(木)	13:30~15:00	伊賀市シルバーワークプラザ(西明寺2782-92)	シルバー人材センター (☎24-5800)
若者の就労相談 * 予約優先	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	伊賀市社会福祉協議会(上野ふれあいプラザ3階)	いが若者サポートステーション (☎22-0039)
女性相談 * 予約優先	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	こども未来課	こども未来課 (☎22-9609・FAX22-9646)
家庭児童相談 * 予約優先				
母子・父子自立相談 * 予約優先				
ふれあい相談(教育相談)	月~木曜日(祝日除く)	9:00~16:00	伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター (☎21-8839)
青少年相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	青少年センター(上野ふれあいプラザ中3階)	青少年センター(☎24-3251)
生活にお困りの方の相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	生活支援課	生活支援課(☎22-9650)